担い手確保・経営強化支援事業実施要綱

制 定 平成28年1月20日付け27経営第2612号 最終改正 令和2年1月30日付け元経営第2251号

第1 趣旨

総合的なTPP等関連政策大綱(令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定)に即し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成し、強く持続可能な生産構造を実現することが必要である。

このため、担い手の育成・確保の取組と農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に 推進する地域において、地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用 機械・施設(以下「機械等」という。)の導入等について支援し、農業の構造改革を一層加 速化することとする。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い 手の育成・確保を図るものとする。

第3 事業内容

本事業は、次に掲げる事業により構成し、必要な事項については、別記に定めるものとする。

1 融資主体型補助事業

この事業は、事業実施主体が作成する担い手確保・経営強化支援計画(今後の地域農業を担う担い手の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。以下「担い手支援計画」という。)に基づき、付加価値額の拡大などの経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手が、主として融資機関から行われる融資(以下「プロジェクト融資」という。)を活用し、機械等の導入等の事業を行う場合において、当該事業に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。

なお、この機械等の導入等の事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について (昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものと する

2 追加的信用供与補助事業

この事業は、担い手支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、1の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。

第4 事業の推進体制等

1 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取り組む事業実施地区が、都道府県域を超える場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

2 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。

また、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・

協力し、適正な事業執行を図るものとする。

3 農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

第5 関連施策との連携

事業実施主体は、本事業以外の担い手の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努めるものとする。

第6 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。 以下同じ。)は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)その他の 法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又 は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。

また、事業実施主体及び助成対象者は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。

5 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めるなど、 助成対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

第7 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業(地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱(平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。)、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業(地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱(平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(1)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。)、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業(経営体育成交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。)及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業(経営体育成支援事業実施要綱第3の1の(2)及び2の(2)に掲げる事業をいう、以下同じ。)により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の(2)の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものと する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年11月15日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。 ただし、成果目標の達成状況の報告及び事業評価に係る事業実施主体から都道府県知事 への報告については、助成対象者から成果目標等の達成状況の報告を受け、当該成果目標 に係る実績を客観的な資料により確認した上で、改正後の担い手確保・経営強化支援事業 目標達成状況報告書(別紙様式第10号)により行うものとする。

なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、原則として補正を行うものとする。

また、目標年度の翌年度以降に当該成果目標のうち必須目標が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合で、当該成果目標に係る実績の補正が困難なときは、期間を延長した上で適切な措置を講じるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものと する。

附則 (令和元年5月8日付け元経営第2号)

- 1 この通知は、令和元年5月8日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例に よる。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、成果目標の達成状況の報告については、別記の第2(1のなお書きを除く。)及び第3の規定によるものとする。

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、適切な人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「進め方通知」という。)の1に定める人・農地プランをいい、4の(1)のアにより、その適切性が都道府県知事によって確認されたものをいう。以下同じ。)に基づき、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。)第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。)を活用して農地の集積・集約化を進めている地域等において意欲的な農業者による経営発展に向けた取組を促進し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るため、事業実施主体が担い手支援計画を作成し、5に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

- (1)担い手支援計画に基づき実施する事業については、適切な人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域(活用することが確実な地域を含む。)内で行われるものとする。この場合、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域とは、農地中間管理機構から賃借権等の設定等(農地中間管理法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。)がされた農地が存在し、農地中間管理機構からの賃借権等の設定等により担い手の規模拡大や農地の集積・集約化に取り組む地区をいうものとする。また、農地中間管理機構を活用することが確実な地域とは、中間管理事業法第2条第5項に規定する農地中間管理権の設定等のため市町村において農用地利用集積計画の作成等がされた農地又は賃借権等の設定等のため市町村において農用地利用、配分計画(案)の作成等がされた農地で存在し、農地中間管理機構からの賃借権等の設定等により担い手の規模拡大や農地の集積・集約化に取り組む地区をいうものとする。
- (2) 担い手支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。)内において行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが担い手の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて、同事業を実施することができるものとする。
- (3) 担い手支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区は、原則として、人・農地 プランが作成されている地域と一致させるものとする。なお、担い手支援計画において定 める目標の実現のために必要な場合には、当該地域と隣接する他の(1)に掲げる適切な 人・農地プランが作成されている地域を事業実施地区とすることができる。
- (4)人・農地プランを作成していない地域であっても、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者(設定等を受けることが確定している者を含む。以下同じ。)が営農する範囲を担い手支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区とすることができるものとする。この場合、事業実施主体は、今後の人・農地プランの作成時期や作成の見通しなどを担い手支援計画で明らかにするものとし、遅くとも5の(2)の目標年度までに人・農地プランを作成するものとする。
- 3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村とする。

- 4 事業内容
- (1)融資主体型補助事業
 - ア 適切な人・農地プランの地域

事業実施主体は、6の(2)に規定する担い手支援計画の承認を受けるまでに、事業

実施地区が以下のいずれかに該当することについて都道府県知事の確認を受けるものと する。

- (ア) 事業実施地区に係る人・農地プランについて、進め方通知の2に定める具体的な進め方に即して、アンケートの実施、地域の状況の地図化及びこれらに基づいた地域の 徹底した話し合いが行われ、その結果の取りまとめ・公表がされていること。
- (イ)事業実施地区が、進め方通知の3に定める既に実質化されているとして市町村のホームページで公表されている地域内であること。
- (ウ) 事業実施地区が、進め方通知の4に定める実質化された人・農地プランとして取り 扱うことのできる同種取決めの地域内であること。
- (エ)事業実施地区が、令和2年度末までの実質化の取組の完了を見据えた工程表が市町 村のホームページで公表されている地域内であること。

イ 助成対象者

事業実施主体は、以下に掲げる者を対象として助成を行うことができるものとする。

- (ア) 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり次のいずれかの要件に該当する者。
 - a 基盤強化法第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者(同法第23条第4項に規定する特定農業法人を含む。以下同じ。)であること。
 - b 基盤強化法第14条の4第1項の規定に基づき青年等就農計画の認定を受けた認定 就農者であること。
 - c 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体その他委託を受けて農作業を行う組織(法人を除く。)であって次の要件を満たすもの。
 - (a) 代表者の定めがあり、定款又は規約が定められていること。
 - (b) 共同販売経理を行っていること。
 - (c) 法人化することが確実であると見込まれること。
- (イ)農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者(2の(4)に該当する場合に限る。)。

ウ 助成対象となる事業内容等

- (ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が付加価値額の拡大などの自らの農業経営の発展を図るために行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を受けるものであることとする。
 - a 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機 械等の改良又は取得
 - b 農地等の改良又は造成
- (イ)(ア)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - a 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
 - b 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。 なお、事業の対象となる農業用施設が中古施設である場合には、事業費が50万円 以上であり、かつ事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。
 - c 原則として、事業の対象となる機械等(中古資材等を活用して施設を整備する場合を含む。以下同じ。)は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。

また、事業の対象となる機械等が中古機械又は中古施設である場合には、残存耐 用年数が2年以上のものであること。

- d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルロー ダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易 に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、 この限りではない。
- (a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム(農業用機械に設置するものに限る。) 等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

- i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されない ものであること。
- ii 農業経営において真に必要であること。
- iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。
- (b) 環境衛生施設 (トイレ等)、ほ場観測施設、中継拠点施設 (農機具格納庫等) 等の施設については、(a) の i から iii までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接 地に設置するものであること。
- e 整備を予定している機械等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであること。
- f 本事業以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこと (融資に関する 利子の助成措置を除く。)。
- g 都道府県知事が事業実施主体に対して行う担い手支援計画の承認以前に自ら又は 本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した 機械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。
- h 過去に本事業、経営体育成支援事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ)(以下「本事業 等」という。)により機械等を整備した場合にあっては、イの助成対象者が設定す る経営体の成果目標の項目が、過去に設定した成果目標(以下「設定済目標」とい う。)の項目と重複していないこと(設定済目標について、目標年度を経過し、か つ、達成している場合、及び目標年度を経過していないが、達成する見込みがあり、 かつ、今回設定する成果目標と明確に区別できる場合を除く。)。ただし、売上高 及び経営コストは付加価値額の構成要素であることから、売上高の拡大又は経営コ ストの縮減と付加価値額の拡大は、成果目標の項目が重複するものとして取扱うも のとする。
- i 園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等がなされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該施設の処分制限期間において加入等が継続されるものであること。
- エ プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律 又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。
 - (ア)農業協同組合
 - (イ)農業協同組合連合会
 - (ウ)農林中央金庫
 - (工) 株式会社 日本政策金融公庫
- (才) 沖縄振興開発金融公庫
- (カ) 株式会社商工組合中央金庫
- (キ)独立行政法人奄美群島振興開発基金
- (ク) 銀行
- (ケ) 信用金庫
- (コ) 信用協同組合
- (サ) 都道府県
- (2) 追加的信用供与補助事業
 - ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立 する基金協会を対象として助成を行うことができる。

(ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

- a 認定農業者に貸し付けられるもの 個人3,600万円(法人にあっては7,200万円)
- b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの 個人3,000万円(法人又は任意団体にあっては6,000万円)
- (イ)融資機関(農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。)第2条第2項に掲げる融資機関に限る。)が行う保証保険法第8条第1項第1 号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。
- (ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金 (以下「信用基金」という。) の保険に付すること。
- (エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

- (ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域 内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号 に定める方法により管理しなければならないものとする。
- (イ) 基金協会は、(ア) の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金(先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ)における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。
- (ウ) 基金協会は、(ア) の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。
 - a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済
 - b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん
- (エ)基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

5 成果目標

- (1)本事業の成果目標は、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図ることとし、助成対象者の付加価値額の1割以上の拡大とする。
- (2) 本事業の成果目標の目標年度は、6の(2) による担い手支援計画の承認を受けた年度 (以下「担い手支援計画承認年度」という。)の翌々年度とする。

6 実施手続

- (1) 担い手支援計画の作成
 - ア 事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める担い手支援計画を作成するものとし、担い手支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。また、その際の担い手支援計画の作成は、助成対象者の成果目標に係る現状、目標年度までの各年度の目標及び整備する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認の上、担い手確保・経営強化支援計画書(別紙様式第1号)により行うものとする。
 - (ア) 事業実施地区の成果目標
 - (イ) 事業実施計画

(ウ) その他必要な事項

イ 担い手支援計画の作成に当たっては、助成対象者や助成対象事業内容等の要件を的確 に把握する等の観点から、助成対象者等に確認の上、関係書類を整備し、記載するもの とする。

なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者の負担軽減を図るため、市町村等の 担当部局や関係部局等が保有するデータ等により記載が可能となる場合は、当該データ 等の写しをもって代えることができる。

- ウ 個人情報(氏名、住所、共済加入情報等)を地方公共団体及び共済組合等で共有する ことについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。
- (2) 担い手支援計画の承認等
 - ア 事業実施主体は、(1) で作成した担い手支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。
 - イ 都道府県知事は、アにより提出を受けた担い手支援計画について、次に掲げる要件を 全て満たす場合に当該担い手支援計画の承認を行うものとする。
 - (ア) 5の成果目標が市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をい う。以下同じ。)等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るた めの計画の方向及び適切な人・農地プランに即したものであること。
 - (イ)助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営発展効果の発現が見込まれるものであり、別表1の経営体の成果目標に係る目標項目のうち、必須目標及び選択目標でそれぞれ1つ以上(別表4の配分基準表の項目欄の③のア(既に法人化している場合を除く。)及び④のイについてポイント化した場合にあっては選択目標は2つ以上)の項目について目標年度における数値目標を設定し、経営発展に取り組むものであること。

なお、別表4の配分基準表の項目欄の②経営面積の拡大(現状の水準欄のエのうち 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている場合を除く。)、③のア(既に 法人化している場合を除く。)又は④のイについてポイント化している場合は、それ ぞれ、選択目標のうち、①経営面積の拡大、④農業経営の法人化又は⑤輸出の取組に ついて成果目標を設定していること。

(ウ) 事業実施地区の全ての助成対象者が付加価値額の1割以上の拡大の目標を設定していること又は事業実施地区全体で付加価値額の1割以上の拡大の目標を設定していること。

ただし、認定就農者など、農業経営の現況に関するデータが存在しない者にあっては、基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた青年等就農計画などに記載された年間農業所得目標から換算された付加価値額が目標となっていること、就農後5年度以内の者にあっては、青年等就農計画などに記載された年間農業所得目標から換算された付加価値額又は現状の付加価値額に1.1を乗じた付加価値額のうち、いずれか高いものが付加価値額の目標となっていること(親族が経営する農業経営体に就農した者を除く。)。

- (エ)成果目標は事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該事業実施地区の農業構造の改善につながるものであること。また、目標設定に当たっては、現状値及び目標年度までの各年度目標の設定根拠が明確となっていること。
- (オ) 過去の本事業等との整合が図られていること。
- (カ)人・農地プランの適切性について4の(1)のアにより都道府県知事が確認していること。

また、人・農地プランの実質化の取組について、担い手支援計画の承認までに実質化することとしてポイント化している場合は、実質化された人・農地プランが公表されていることを確認すること。

なお、上記に限らず本事業を契機として積極的に人・農地プランの実質化の取組を 推進すること。

(キ)事業実施地区が2に規定する地区に該当していること。

- (ク) 助成対象者が認定農業者である場合には、経営体調書の内容が基盤強化法第12条第 1項の認定を受けた農業経営改善計画(特定農業法人の場合には、同法第23条第1項 の認定を受けた特定農用地利用規程(同法第23条第7項に規定するものをいう。)) に即したものであること。
- (ケ) 助成対象者が認定就農者である場合には、経営体調書の内容が基盤強化法第14条の 4第1項の認定を受けた青年等就農計画に即したものであること。
- (コ) 助成対象者が4の(1) の4の(ア) の6の組織である場合には、同規定を満たす組織であること。
- (サ) 助成対象となる事業内容が、4の(1)のウの規定に適合するものであること。
- ウ 都道府県知事は、担い手支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする 担い手支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長と協議を行うものとする。 その際の成果目標の妥当性等の協議は、担い手確保・経営強化支援計画成果目標妥当性 等協議申請書(別紙様式第2号)により行うとともに、担い手支援計画を取りまとめた 都道府県別実施計画(別紙様式第3号)を作成し添付するものとする。
- エ 事業実施主体は、承認を受けた担い手支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成 計画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする基 金協会に当該担い手支援計画の写しを送付するものとする。

(3) 事業の着工

- ア 助成対象者は、事業に着工(機械の発注を含む。)する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、市町村が定める交付規則等(以下「市町村交付規則等」という。)における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。
- イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。
- ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が 的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。 また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となるこ とを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の 備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

- エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。
- オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りでない。

なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類(契約書、工事工程表等の写し) の提出に代えることができるものとする。

カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が 図られるよう努めるものとする。

7 担い手支援計画の重要な変更

担い手支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、6の手続に準じて行うものとする。 なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を 勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指 導等を行うよう努めるものとする。

- (1)成果目標の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 助成対象事業内容の新設

8 事業の完了

- (1) 本事業は、原則として6の(2) により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該届出に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類(納品書、工事完成引渡書等の写し)の提出に代えることができるものとする。

9 整備した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、整備した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものとする。また、整備した機械等が園芸施設共済の引受対象となる施設以外の機械等である場合は、被災等に備え、損害保険等への加入を促すものとする。

(1) 管理方法

ア 事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等について、助成金の交付目的に沿った 適正な管理を行わせるため、耐用年数表(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数表をいう。以下同じ。)に相当する期間に準 じて処分制限期間を設定させるものとする。

- イ 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため財産管理台 帳を備え置かせるものとする。
- ウ 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率 的運用を図るため、機械等の管理運営日誌又は利用簿等(これらに準ずるものを含む。 以下同じ。)を作成し、整備保存させるものとする。
- エ 事業実施主体は、助成対象者がウで作成した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。 なお、過去に他の補助事業により整備した機械等についても、同様に適切な管理運営等が行われるよう助成対象者に対し指導するものとする。

(2) 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3)災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させるものとする。

(4) 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用 規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等 の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させるものとする。

第2 目標達成状況の報告等

1 事業実施主体は、担い手支援計画の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、担い手支援計画に定められた成果目標の達成状況を担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書(別紙様式第4号)により都道府県知事に報告するものとする。なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に

変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき補正を行うものとする。

なお、園芸施設共済の引受対象者がいる場合は、園芸施設共済の加入が継続されていることを農業共済担当部局に確認するものとする。

2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合は、その内容について点検し、担い手支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないとき(必須目標が達成されていないとき又は選択目標がおおむね達成されていないときをいう。以下同じ。)その他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。

特に点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が50%未満である事業実施主体に対しては、関係部局と連携を密にしながら、重点的に助言・指導を行うものとする。

都道府県知事は、この点検結果及び指導内容を、地方農政局長に、翌年度の7月末までに 報告するものとする。

- 3 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、当該年度における成果目標の達成状況の 点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、 北海道の場合を除き、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 4 事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、成果目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあっては、3による地方農政局長からの報告(北海道にあっては2による報告)を取りまとめ、公表するものとする。
- 5 地方農政局長は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、 事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第3 事業の評価

1 事業実施主体は、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る 実績を客観的な資料により確認した上で、目標年度における担い手支援計画に定められた成 果目標の達成状況について自ら評価し、その達成状況を担い手確保・経営強化支援事業目標 達成状況報告書(別紙様式第4号)により都道府県知事に報告するものとする。なお、当該 成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認めら れる場合は、客観的な資料に基づき補正を行うものとする。

事業実施主体は、成果目標が達成されていない場合には、助成対象者ごとに、その理由及び地域への影響等を目標未達成理由等の報告書(別紙様式第5号)により併せて報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、担い手支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、担い手支援計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うとともに、必要に応じてその状況を地方農政局長に報告し、連携して対応するものとする。

なお、都道府県知事は、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に事業を中止させるなど、適切な措置を講ずるものとする。

ただし、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合で、当該必須目標に係る実績の補正が困難なときは、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

- 4 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表する ものとする。なお、経営局長にあっては、4による地方農政局長からの報告(北海道にあっ

ては2による報告)を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第4 国の助成措置等

- 1 本文第7により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。
- (1)融資主体型補助事業
 - ア 事業実施主体ごとの補助率は2分の1以内とし、担い手支援計画に位置付けられた助 成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。
 - イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の(ア)から (ウ)までのうち最も低い額を限度とする。
 - (ア) 助成の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額
 - (イ) 助成の対象となる経費のうち融資額
 - (ウ)助成の対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額(農業関係機関が実施する助成事業等の本事業に関連する助成金を含む。)を控除して得た額
- (2) 追加的信用供与補助事業

事業実施主体への補助率は定額とし、担い手支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額とする。

(3) 附带事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の2分の1以内の額とする。 なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に別表2 に定める附帯事務費の率を乗じて得た額以内とし、補助対象範囲は、別表3に定めるとお りとする。

- 2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により算出された額及び附帯事務費のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。
 - なお、(1)で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費 (追加的信用供与補助事業費を除く。)が小さい事業実施地区に優先して配分するものとす る。
- (1) 事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を別表4の配分基準表に基づきポイント化し、その合計値を助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均ポイントを算出し、 当該平均ポイントに別表5の地区配分基準表の点数を合計した配分基準ポイントを算出する。
- (2)配分予定額のうちスマート農業の生産現場段階での実装を優先して支援するために設定する額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者の要望額のうちスマート農業の実施に必要な機械等の要望額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額を算出する。
- (3)配分予定額から(2)で算出された額を控除した額の範囲内で、(1)で算出した配分 基準ポイントの高い地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行っ た各助成対象者の要望額に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低 い額から(2)で算出対象となった額を控除した額を算定する。
- (4)(2)及び(3)により算出された額に係る追加的信用供与補助事業及び附帯事務費の うち市町村附帯事務費の額を算定する。
- (5) 助成対象者ごとの上限額は、法人については3,000万円、それ以外の者については1,500万円とする。

第5 追加的信用供与補助事業の精算等

1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が助成した助成金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局長に報告するものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採 択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に 直接報告することも可能とする。

- 2 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の4の(2)のイの(ウ)のb の経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。
 - $(A) = (B) \times (C) / (D)$
 - (A) は、信用基金に納付する額
 - (B) は、償却補填経費に充てる助成金の額
 - (C)は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額
 - (D) は、(B) の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額(ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額を控除した残額とする。以下同じ。)
- 3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。
- 4 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合(基金協会の対象 区域の全ての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償 却が終了した場合をいう。以下同じ。)、事業実施主体が助成した助成金について、次の算 式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の4の(2)のイの(ア)に 定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益分を上 記の返還する額に加えるものとする。

- (A) = (B) (C)
- (A) は、国庫に返還する額
- (B)は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額(5の返還済額を除く)
- (C) は、基金協会が第1の4の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額
- 5 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施 主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額が 生じている場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

第6 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、6の管理関係書類を整理保存するものとする。

1 担い手支援計画関係書類

(助成対象者の場合)

- (1) 成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料
- (2)機械等の規模決定の根拠となる資料
- (3) 成果目標に係る実績の根拠となる資料

(事業実施主体の場合)

- (1) 助成対象者の成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料
- (2) 助成対象者が整備した機械等の規模決定の根拠を確認した資料
- (3) 助成対象者の成果目標に係る実績を確認した資料
- (4)経営体育成支援計画の根拠となる資料
- (5) 目標達成状況の報告及び事業評価の根拠となる資料
- 2 予算関係書類
- (1)予算書及び決算書
- (2) 分(負) 担金賦課明細書

- (3) 代行施行によることの理由書(代行施行による場合に限る。)
- (4) その他
- 3 工事施工関係書類

(直営施行の場合)

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2)入札てん末書
- (3)請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他
- 4 経理関係書類
- (1) 金銭出納簿
- (2)分(負)担金徵収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)
- (4) その他
- 5 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書 等

- 6 管理関係書類
- (1)管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3)機械等の管理運営日誌又は利用簿等
- (4) その他

第7 フォローアップ

- 1 事業実施主体は、担い手支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、 関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取 組に対するフォローアップに努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

別表1

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目標項目	目標水準
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。
付加価値額の拡大	目標年度までに現状より付加価値額(農産物の生産・加工・流通・その他経営に係る付加価値額全体をいい、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額を用いる。)の1割以上の拡大に取り組む。(注)
選択目標	必須目標を達成するため、以下の①~④のうち1つ以上設定すること。
① 経営面積 の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。
② 農産物の 価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、契約栽培等の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。または、異分野の事業者との連携等により農産物の新たな市場の開拓に取り組む。
③ 農業経営 の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、 複合的な農業経営の展開に取り組む。
④ 農業経営 の法人化	目標年度までに法人化する。
⑤ 輸出の取 組	目標年度までに農産物の輸出に取り組む(他者との連携による取組を含む。)。

(注)事業実施地区内の話合い等により、事業実施地区全体で事業実施後目標年度までに現状より付加価値額の1割以上の拡大に取り組む場合は、個々の経営体の中に付加価値額のおおむね1割以上の拡大に取り組む者が存在することも可とする。

なお、選択目標は、原則として事業実施地区内で行う取組について設定するものとする。 ただし、事業実施地区内で自ら生産した農産物と事業実施地区外の農業者から購入した農 産物を用いて加工を行う場合など、助成対象者の取組の範囲が事業実施地区の範囲を超え る場合には、助成対象者の取組全体を選択目標と設定することができるものとする。

別表 2

附帯事務費の率

	都 道 府 県附帯事務費			備考
附帯事務費の率	1. 7%以内	0.4%以内	1/2以内	

注:都道府県附帯事務費のうち専任職員設置に要する経費の補助金は、原則として 都道府県附帯事務費助成金総額の2割以内とする。

別表3

附帯事務費の使途基準

(1) 都道府県附帯事務費

	区		分		内容
給				料	補助事業に直接従事する定数職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条第1項に規定する職員を含む。)に対する一般職給(管理職の地位にある職員は除く。)、非常勤職員(フルタイム)に対する給与
報				酬	非常勤職員(パートタイム)に対する報酬、委員手当
職	員	手	当		給料が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調
1,50		•		.,	整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外
					勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当並びに報酬が
					支弁される者に対する期末手当
旅				費	普通旅費(設計審査、検査等のため必要な旅費)
7411					日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又
					は検査のための管内出張旅費)
					委員等旅費 (委員に対する旅費)
賃				金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共		済		費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金又は報酬
					が支弁される者に対する社会保険料
報		償		費	謝金
需		用		費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費)
					燃料費(自動車等の燃料費)
					食糧費(当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等)
					印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費)
					修繕費(庁用器具類の修繕費)
役		務		費	通信運搬費 (郵便料、電信電話料及び運搬費等)
					自動車損害保険料(補助事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限
					る。)
使月	月料	及び	賃借	計料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備	品	購	入	費	当該事業実施に直接必要な貨客兼用自動車、事業用機械器具等購入費
委		託		料	
公		課		費	自動車重量税(補助事業で取得したものに限る。)

(2) 市町村附帯事務費

	区		分		内容
給				料	非常勤職員(フルタイム)に対する給与
報				酬	非常勤職員(パートタイム)に対する報酬、委員手当
職	員	手	当	等	給料が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調
					整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外
					勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当並びに報酬が
					支弁される者に対する期末手当
旅				費	普通旅費 (設計審査、検査等のため必要な旅費)
					日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又
					は検査のための管内出張旅費)
					委員等旅費(委員に対する旅費)
賃				金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共		済		費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金又は報酬
					が支弁される者に対する社会保険料
報		償		費	謝金
需		用		費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費)
					燃料費 (自動車等の燃料費)
					食糧費(当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等)
					印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費)
					修繕費(庁用器具類の修繕費)
役		務		費	通信運搬費(郵便料、電信電話料及び運搬費等)
使月	月料,	及び	賃借	料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備	묘	購	入	費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
委		託		料	

注:(1)、(2)の人件費(給料、賃金等)の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する 人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長 通知)により行うものとする。

配分基準表

項目	現状の水準	点数
① 付加価値額 の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が(ア)又は(イ)の いずれかとなっている。ただし、⑤の新規就 農ポイントの加点を受ける者は除く。 (ア)直近年度の付加価値額	
	a 基準額(600万円)以上	1 点
	b 基準額の50%増し(900万円)以上	2 点
	c 基準額の100%増し(1,200万円)以上	3 点
	d 基準額の200%増し(1,800万円)以上	4 点
	e 基準額の300%増し(2,400万円)以上	5 点
	f 基準額の400%増し(3,000万円)以上	6 点
	(イ) 直近年度の就業者1人当たり付加価値額	
	a 基準額(250万円)以上	1 点
	b 基準額の25%増し(313万円)以上	2 点
	c 基準額の50%増し(375万円)以上	3 点
	d 基準額の100%増し(500万円)以上	4 点
	e 基準額の150%増し(625万円)以上	5 点
	f 基準額の200%増し(750万円)以上	6 点
	(注) 臨時雇用は延べ240人・日を1人として 算定(小数点第2位を四捨五入)。	
	イ 目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者に あっては(イ)、その他の者は(ア)の取組に 該当している。 (ア)目標年度までの付加価値額又は就業者1 人当たりの付加価値額の拡大率	
	a 13%以上	1 点

	b 15%以上	2点
	c 20%以上	3 点
	d 25%以上	4 点
	e 30%以上	5点
	f 35%以上	6 点
	g 40%以上	7 点
	(イ) 目標年度の付加価値額	
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数 ×50万円)以上	2 点
	b 基準額の10%増し以上	3 点
	c 基準額の20%増し以上	4 点
	d 基準額の30%増し以上	5 点
	e 基準額の40%増し以上	6 点
② 経営面積の 拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年前より経営面積が拡大しており、アから オまでのいずれかの取組に該当している。	
	ア 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を 受けており、かつ、目標年度に現状より4ha (施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は 10%)以上の経営面積の拡大を行うこととし ている。	5 点
	イ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を 受けており、かつ、目標年度に現状より 2 ha (施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は 5%)以上の経営面積の拡大を行うこととし ている。	4 点
	ウ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を 受けており、かつ、目標年度に現状より経営 面積の拡大を行うこととしている、又は目標 年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20 %、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の 拡大を行うこととしている。	3 点
	エ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を	2 点

	受けている、又は目標年度に現状より 2 ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。 オ 上記アからエまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこ	1 点
	ととしている。	
③ 経営管理の 高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに 法人化することとしている。	2 点
	イ GLOBALG.A.P.又はASIAGA Pの認証を取得している。	1 点
④ 輸出の取組	ア 農産物の輸出に取り組んでいる(他者との連携による取組を含む。)、又は承認されたGFPグローバル産地計画に基づく機械等の導入である。	2 点
	イ 農産物の輸出に取り組むこととしている (他者との連携による取組を含む。)。	1 点
⑤ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以 内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	2点 以、 に就ぞに は、 い、 にれで るであい がらの が合っが 合っが 合っが 合っが 合っが 合っが 合っが 合っが 合っが 合っ
⑥ 農業者の育 成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。) を受け入れている。	1 点 なお、以下に該当する 場合は、それぞれ加点 する。 a 就農に向けて必要 な技術等を習得でき

		道 を を を を を を を を を を を を を
⑦ 女性の取組	以下のいずれかの取組である。 ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	3 点

- 注:1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、事業実施地区内での取組により算定するものとする。
 - 2 営農類型は、別紙様式第3号別添1に規定する「融資主体型補助事業整理番号表」の ②の営農類型の区分に基づくものとする。
 - 3 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画が提出されている場合に限るものとする。
 - 4 GFPグローバル産地計画とはGFPグローバル産地計画の承認規程(平成31年2月 1日付け30食産第4260号農林水産省食料産業局長通知)の第2に基づく計画をいう。

地区配分基準表

項目	現状の水準	点数
① 担い手への 農地集積	事業実施要望地区における中心経営体である地域の担い手に対する現状の農地集積率が80%以上である。	平均ポイントに 1 点加 点する。
② 農地集積割 合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地区の中心経営体である地域の担い手への農地集積の取り組みを進め、3年度前より地区の中心経営体である地域の担い手への農地集積率が1割以上増加している。	平均ポイントに1点加 点する。 ただし、左記のうち事 とだし、左記のうち増 が事態地集積面積の も3割以上が農地中で ち3割以上が農地で で理機構を活用してい る場合は平均ポイント に2点を加点する。
③ 人・農地プランの実質化の取組	ア 既存の人・農地プランについて、既に実質化 されている、又は担い手支援計画の承認までに 実質化することとしている。	平均ポイントに 2 点加 点する。
	イ 実質化に向けた工程表(進め方通知の5に定める工程表をいう。)を既に公表している、又は年度内に公表することとしている。	平均ポイントに 1 点加 点する。
④ 地区の状況	事業実施地区が中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域である。	平均ポイントに0.5点 加点する。

- 注:1 ③のアの既存の人・農地プランについて、既に実質化されているか否かの判断は、進め方通知に基づき行うものとする。
 - 2 ③のアの実質化されている人・農地プランには、進め方通知の3により実質化された 人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された 人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含むものとする。
 - 3 ③のアの「担い手支援計画の承認までに実質化することとしている」として加点する場合は、取組に対する計画を提出すること。

令和 年度担い手確保・経営強化支援計画書

	過切な人・農地プランの作成等がされていな 口 人・農地プランの作成等がされていな いが農地中間管理機構から賃借権 等の設定等を受けた者が営農範囲と する地区 する地区											
(}	主)	該当する項目の	刀□にチェックを入れる。	0								
	都	3道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体					
		業実施地区の 成 の成果目標	艾果目標				(単位:人、経営体)					
		成果目	標項目	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目)					
必須目標		付加価値額の	拡大									
	1	経営面積の拡充	大									
	2	農産物の価値に	 向上									
選択	3	農業経営の複	合化									
目標	4	農業経営の法。	人化									
	(5)	輸出の取組										
()		2 事業実施地 定量的な目標	区全体で付加価値額の 票値の合計(分子)と現場	01割以上の拡大を目標 状値の合計(分母)を記	、各項目の延べ経営体数を 票とする場合には、目標欄の 載するとともに、該当する単	下段に行を追加し、各経営						
	[成		評価の具体的な検証方 目標項目	·法〕 【	事後評価の給証	及びフォローアップの方法						
		134214			* 1241 BM > 124HH2							

Ⅱ 施設整備計画

1 融資主体型補助・追加的信用供与補助計画

(単位:円)

			事業費	負担区分							
	区分		尹禾貝	補助金	都道	市町村費	その他	対象経営体負担経費		備考	
)J	G=A+B+C	冊列並	府県費		·CV기만	融資	自己負担	加 与	
			+D+E+F	А	В	С	D	Е	F		
融資	資主体型	!補助事業								経営体	
	スマー	農業支援								経営体	
追加	口的信用供	与補助事業								保証希望融資額: 円	
	スマー	農業支援								保証希望融資額: 円	
	Ē	†									
		ト農業支援									

⁽注) 別添2の経営体調書を添付すること。

2 附帯事務費

	事業費	負担区分				
	子未負 Z=a+b	補助金	都道 府県費	市町村費	その他	適否 (市町村:Ⅱの1の事 業費の0.4%以内)
	+c+d	a	b	С	d	
市町村附帯事務費						

「推進事務費の具体的内容]

「推進事務質の具体的的名」	
	具体的な使途
市町村附帯事務費	

Ⅲ 今後の人・農地プランの作成

(事業実施地区が人・農地プランの作成等がされていないが農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者が営農範囲とする地区である場合のみ記載)

1 人・農地プランの作成時期

年 月末までに作成予定

2 作成スケジュール

スケジュール	

(注)作成までのスケジュール等を記載すること。

IV 農地中間管理機構を活用した農地の集積状況

1 地区内の担い手への農地集積の状況

 地区内 農地面積
 うち担い手への農地集積面積
 集積率

 A
 B
 B/A

2 農地中間管理機構の活用状況

(1)農地中間管理機構による賃借権等の設定等がなされた農地の面積

ha(地区全体) 設定年月日 年 月 日(直近)

(2)農用地利用集積計画又は農用地配分計画(案)が作成等された農地面積

ha(地区全体) 作成等年月日 年 月 日(予定の場合は予定日)

Ⅴ 事業実施主体の概要

市町村名		代表者名	
事務局担当部局		事務責任者	(役職) (氏名)
電話・ファックス	TEL FAX	事務担当者	(役職) (氏名)

VI 市町村域を超える場合の調整

事業実施地区が市町村域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。
調整内容等について

(注)市町村域を超えて実施している場合に関係自治体と調整した場合に□にチェックを入れること。

[添付資料]

- 1 別紙様式第1号別添2 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書
- 2 別紙様式第1号別添3 人・農地プランの適切性等
- 3 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料。
- 4 その他都道府県知事が必要と認める資料

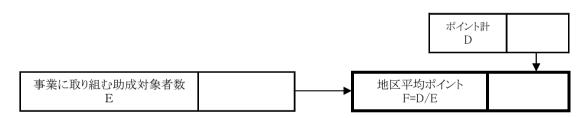
予算の配分基準ポイント

1 配分基準ポイント (単位:人、経営体)

配	分基準項目	助成対象者数 A	点数 B	ポイント C=A×B
	ア 現状ポイント 直近の付加価値額が(ア)又は(イ)のいずれかとなっている。 ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 (ア)直近年度の付加価値額			
	a 基準額(600万円)以上		1点	
	b 基準額の50%増し(900万円)以上		2点	
	c 基準額の100%増し(1,200万円)以上		3点	
	d 基準額の200%増し(1,800万円)以上		4点	
	e 基準額の300%増し(2,400万円)以上		5点	
	f 基準額の400%増し(3,000万円)以上		6点	
	(イ)直近年度の就業者1人当たり付加価値額 a 基準額(250万円)以上		1点	
	b 基準額の25%増し(313万円)以上		2点	
	c 基準額の50%増し(375万円)以上		3点	
	d 基準額の100%増し(500万円)以上		4点	
	e 基準額の150%増し(625万円)以上		5点	
	f 基準額の200%増し(750万円)以上		6点	
① 付加価値額の拡大	(注)臨時雇用は延べ240人・日を1人として算定(小数点第2位を		0,55	
下 1.1 Wh lm lie 424 6 / カマン	イ 目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者にあっては(イ)、 その他の者は(ア)の取組に該当している。			
	(ア)目標年度までの付加価値額又は就業者1人当たりの付加価値額の拡大率			
	a 13%以上		1点	
	b 15%以上		2点	
	c 20%以上		3点	
	d 25%以上		4点	
	e 30%以上		5点	

1		1	<u></u>		1
			f 35%以上	6点	
			g 40%以上	7点	
		(1)目標年度の付加価値額		
			a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上	2点	
			b 基準額の10%増し以上	3点	
			c 基準額の20%増し以上	4点	
			d 基準額の30%増し以上	5点	
			e 基準額の40%増し以上	6点	
			事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年前より経営 情が拡大しており、アからオまでのいずれかの取組に該当してい		
			ア 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	5点	
	経営面積の拡大		イ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	4点	
2			ウ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	3点	
			エ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	2点	
			オ 上記アからエまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1点	
		以	下に該当する場合はそれぞれ加点する。		
3	経営管理の高度化		ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	 2点	
			イ GLOBALG. A. P. 又はASIAGAPの認証を取得している。	1点	
		以	下に該当する場合はそれぞれ加点する。		
4	輸出の取組		ア 農産物の輸出に取り組んでいる(他者との連携による取組を含む。)、又は承認されたGFPグローバル産地計画に基づく機械等の導入である。	2点	
			イ 農産物の輸出に取り組むこととしている(他者との連携による取組を含む。)。	1点	

		事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	2点	
		以下に該当する場合はそれぞれ加点する。		
5	新規就農	a 50歳までに就農した者である場合	3点	
		b 農業次世代人材投資資金(経営開始型)等の交付期間中に経 営を発展させて交付を終了した者である場合	1点	
		農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能 実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。	1点	
	農業者の育成	以下に該当する場合はそれぞれ加点する。		
6		a 就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府 県が認めた者である場合	1点	
		b aの加点対象者が受け入れた農業研修生が、過去5年以内に 研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場 合	独立した農業 研修生1名に つき1点 (上限3点)	
7	女性の取組	以下のいずれかの取り組みである。 ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を 占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	3点	



【記載要領】

- ・事業に取り組む助成対象者の経営状況について作成すること。なお、「1 配分ポイント」については、別紙様式第3号別添1「融資主体型補助事業実施内容(内訳)」の提出をもって代えることができるものとする。 ・配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、事業実施地区内の状況について記載すること。

2 地区配分基準

配分基準項目			現在の水準	点数	平均ポイント に加算するポ イント
(I)	担い手への農地	事業実施要望地区における中心経 営体等である地域の担い手に対する	事業実施要望調査を始める前月末現在における 担い手に対する農地集積率(単位:%小数点以下 切り捨て)		
	集積	現状の農地集積率が80%以上である	地区内全農地面積 ha 担い手に集積され ha	1点	
			た農地面積 事業実施3年度前の4月1日現在と事業実施要望 調査を始める前月末現在の地区の中心経営体等 への農地集積率の差(単位:%小数点以下切り捨 て)		
			3年度前の4月1日現在		
2	農地集積割合の 増加	事業実施前3年度内に事業実施要望 地区の中心経営体等である地域の担 い手への農地集積の取り組みを進 め、3年度前より地区の中心経営体で ある地域の担い手への農地集積率が 1割以上増加している。		1点	/
			左記のうち、事業実施前年度から増加した農地集 積面積のうち3割以上が農地中間管理機構を活 用している場合		
			事業実施前年度の4月1日現在 b 担い手に集積された農地面積 事業実施前年度から増加した農地集積面積 a-b 担い手に集積された農地面積 方ち機構分 ha	1点	
3	人・農地プランの	既存の人・農地プランについて、既に? 画の承認までに実質化することとしてい	実質化されている、又は担い手支援計 いる。	2点	
(3)	実質化の取組	実質化に向けた工程表(進め方通知の5により公表されている工程表をいう。)を既に作成している、又は年度内に作成することとしている。		1点	
4	地区の状況	事業実施地区が中山間地域等直接支 あり、かつ同要領第4の対象農用地が	私交付金実施要領第4の対象地域で 存在する地域である。	0.5点	

計

【記載要領】

事業に取り組む助成対象者以外も含めて、事業実施地区内の状況について記載すること。

1で算出した平均ポイント	
2で算出したポイント	
当該地区の合計配分基準ポイント	

担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書

		1						/b -=	
No	助成対象者名			住	所			代表者名 等の場合に記載	載)
	成対象者の概要								
(1)月	助成対象者の位置づけ	# 1/1 - L- BB	Andrews III (20, 144) S. AT. A.L.	l for an initial and a feeting	(2)中心経営(a	として位置つ	けられた人・	農地プラン	
	人・農地プランに位置づ けられた中心経営体] 2 農地中間 を受けた者	管理機構から賃借 ・	権の設定等	b				
(注)	 該当する□にチェッ 1及び2の両方に該 			 を入れること		るプラン名(若しくは市町	村名・地区名)	を記載
(3)	人・農地プランに位置づけ			27,. 0 = 2					
(2)	の関連番号			.状 手度)		·画 丰度)		取組内容	
	市町村名	地区名		経営規模	経営内容	経営規模		農・6次産業 値化・複合化	
	山州小小石	MD41	性質的行	任百烷快	NE 台 17 14	庄当风失			
()	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	* .	+ 7 = 1.						
(注)	人・農地プランに記載され 複数のプランが事業実施			全て記載する	こと。				
(4)((1)の農業者の詳細								
□ 1.	認定農業者 □ 2. 集	落営農組織	□ 3. 認定就	農者(就農時の 就農した		. 月)	□ 4.	その他()
営農業	新刑		•				•		
当 <u>長</u>	真至 区分]						
(注)	1. 該当する経営体の□に	エチェックを入れ	」 いること。						
	2. 3に該当する場合は、第 3. 1~3以外の場合は、(間管理機構の活	用者に限る。			
	4. 営農類型は、別紙様式						づき記載するこ	-と。	
	固人情報の取扱い 事業の実施に当たり、本申	書に 係る個 人	書却 マルナル・豊州	プランに記載さ	されている個人は	·胡(氏夕笙))	てついて 関係	 系自治体に掲げ	t-ナス≻
ا_ا دا	同意します。(同意いただ	けない場合は、	取組内容等が確	 軽認ができない	ため、本事業の気	尾施ができな√	り場合がありま		\ <i>)</i>
(注)	人・農地プランとの関連を 関係自治体等に提供する					されている情報	限を		
1 配	分基準表該当項目								
	対象者の配分基準 加価値額の拡大								
	現状ポイント								
(ア))直近年度の付加価値額	T :		I i			- E		
	基準額(600万円)以上		基準額の50%増し (900万円)以上		基準額の1009 (1,200万円)			額の200%増し 800万円)以上	
	基準額の300%増し		準額の400%増し			L			
	(2,400万円)以上) 直近年度の就業者1人当	<u> </u>	(3,000万円) 以上						
	基準額(250万円)以上	1 =			基準額の50%			額の100%増し	
			(313万円)以上		(375万円)	以上	(5	00万円)以上	
	基準額の150%増し (625万円)以上	□	準額の300%増し (750万円)以上						
1	目標ポイント	<u> </u>							
-)目標年度までの付加価値	額又は就業者1	人当たりの付加値	価値額の拡大率					
	13%以上 口 15%以	上口	20%以上 □	25%以上	□ 30%以上	= □ 35	%以上 □	40%以上	:
(イ)		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	
	基準額(目標年度に 就農後経過年数×50万		□ 基準額 10%増し	· III	基準額の 20%増し以上		額の 口以上	基準額の 40%増し以	
		一	10%增し	以上	20%増し以上	30%時	し以上	40%増し以	<u>, Т</u>
② 経	営面積の拡大								
ア	農地中間管理機構から賃係	告権等の設定等	を受け、かつ、目	標年度 イ	農地中間管理機	&構から賃借権	等の設定等を	受け、かつ、E	標年
□に野	現状より 4 ha(施設園芸作の の経営面積の拡大			%) 以 □ 度	に現状より 2 ha %) 以上の経営面	(施設園芸作の			
			<u> </u>						
	農地中間管理機構から賃信 つ、目標年度に現状より経営			農地中間管理	機構から賃借権等 る、又は目標年度	で オー	アからエまでに	こ該当しない経	営体
ㅁ 원	っ、日保平及に現代より程度 している、又は目標年度に野 の場合は20%、果樹作の場合	見状より 4 ha()	施設園芸 🛭 現物	犬より 2 ha (施	る、入は古保中及 設園芸作の場合は 合は5%)以上の	: 🛮 🗆 で、🖡		犬より経営面積	
	カ場百は20%、未倒1Fの場合 広大	11010/0/ 丛上		の、未倒15の場 面積の拡大	山100/0/ 炒上	元 八で1	,,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

③ 経営管理の高度化			
現在、法人化している又は目標年度までに法 <i>が</i> る。	人化することとしてい	□ GLOBALG. A	A. P. 又はASIAGAPの認証を取得してい
④ 輸出の取組	1		1
農産物の輸出に取り組んでいる(他者との連携による取組を含む。)、又は承認されたGFPグローバル産地計画に基づく機械等の導入である。		り組むこととしている よる取組を含む。)。	
⑤ 新規就農			
事業実施年度に就農する者又は就農後5年 □ 以内の者である(認定就農者である場合に限 る。)。	□ 50歳までに就農した	こ者である。	農業次世代人材投資資金(経営開始型)等 の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者
⑥ 農業者の育成			

農業研修生(国内で農業を生業とする予定 □ の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者	a 就農に向けて必要な技術等を習得でき □ る経営体として都道府県が認めた者であ	b a の加点対象者が受け入れた農業研修 □ 生が、過去5年以内に研修を終了して独立
を除く。)を受け入れている。	る。	し、認定就農者又は認定農業者となった。

⑦ 女性の取組

女性農業者(自らが農業経営を行っている又 □ は部門間で区分経理を行っている場合に当該 部門の責任者である者)	法人又は任意組織であって、部門間で区分 経理を行っている場合に女性が当該部門の 責任者であるもの

- (注) 1 当該項目については、市町村と相談の上記載すること。
 - 1 写版場合に 3 では、川崎州に相談の工記載すること。 2 「③経営管理の高度化」に関し、「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組内容及び目標とする農業経営の指標(営農類型、経営規模、生産方式、経営管理の方法等)が分かる資料を提出すること 3 「⑥農業者の育成」に関し、認定就農者等となった研修生の人数の記載は、就農技術等を習得できる経営体のみ記載することとし、受け入れた農業研修生が過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者になった場合の当該人数を記載すること。

Ⅲ 事業内容等

N	事業内容	スマート 農機等の 該当の有		着工(契約)	竣工予定	機械等の保管・設		園芸施設共 対象施設の	
No	(機械等名、規模、台数等)	該当の有 無	規模決定の根拠	予定年月日	年月日	置•施工住所		保険加入年月	保険会社等の 名称
1									
2									
3									

- 1 「スマート農機等の該当の有無」欄は、市町村と相談の上、該当する場合に□にチェックを入れること。

 - 2 「規模決定の根拠」欄は、市町村と相談の上、根拠とした資料名などについて記載すること。 3 「園芸施設共済の引受対象施設の有無」欄は、引受対象施設である場合は□にチェックを入れ、「保険加入年月」欄に、園芸施設共済又 は民間事業者が提供する保険への加入予定年月若しく は「施工事業者による保証がある見込み」等と記載すること。

※本事業の実施に当たり、園芸施設共済等への加入状況を確認するため、本申請に係る個人情報(氏名、住所その他)について、関係自 治体の関係部署や共済組合等に提供することへの同意があったものとする。

	事業費			資金調達語	十画(円)						7.III	
No	(円)	助成金	融資	自己資金		方公共団体	等	助成率	融資率	担保措置 の有無	耐用 年数	備考
INO	A=B+C+D	功从亚	配具	日口貝亚	都道府県	市町村	その他	(%)	(%)	の有無	(年)	VIET 75
	+E+F+G	В	С	D	Е	F	G	H=B/A	I=C/A		(1)	
1												
2												
3												
計												
н												

- (注) 1 「担保措置」の有無の欄は、融資のための担保に供する場合、□にチエックを入れること。
 - 2 「耐用年数」欄は、導入する機械等の耐用年数を記載すること。中古機械等を導入する場合には、上段に耐用年数、 下段に括弧書きで残存耐用年数を記載すること。
 - 3「備考」欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、 同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

IV 経営体の成果目標

(1)目標設定の考え方等

項目	現状	現状年度	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	3年度目 (年度)	拡大 率	整備する機械等と 成果目標の項目 の関連	根拠資料
付加価値額の拡大								
収入総額								
費用総額								
人件費								
就業者一人当たり 付加価値額の拡大								
就業者数								
 ①経営面積の拡大								
②農産物の価値向上								
③農業経営の複合化								
④農業経営の法人化								
⑤輸出の取組								
参考								

- (注) 1 「参考」の「項目」欄には、成果目標に掲げたもの以外で付加価値額の拡大のための取組を行う場合、その内容を記載すること。

 - 「参考」の「項目」欄には、成果目標に掲げたもの以外で付加価値額の拡大のための取組を行う場合、その内容を記載すること。
 「現状年度」欄には、付加価値額についての現状の年度を記載すること。
 「根拠資料等」欄は、項目毎に、現状及び目標年度までの各年度の目標設定の根拠とした資料等を具体的に記載すること。なお、現状の根拠とした資料等は、成果目標に係る実績の確認においても用いることとする。
 農業経営の法人化を成果目標とする場合は、法人化に向けた取組計画を提出すること。
 「付加価値額の拡大」(内訳を含む。)の「現状」欄に記載する数値(以下「現状値」という。)については、その年の販売額、原材料費等が天災その他の外的要因により平年に比べて大幅に変動したと市町村が認める場合、原則として補正を行うものとする。この場合、現状値は太字・斜体で記載するとともに、「根拠資料等」欄に現状値を補正した要因及び補正の方法(現状値の補正過程)を記載すること。
 「就業者数」は、就業者一人当たり付加価値額の拡大を成果目標とする場合に記載すること。

(2)必須目標の達成に向けた取組のオ	ペイント
--------------------	------

1	
2	
3	

V 融資の概要及び追加的信用供与補助事業の活用計画

項目	資金調達のうち融資の概要					
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	融資①	融資②				
金融機関名						
融資名						
融資金額(円)						
償還年数						
融資審査の進捗状況	借入予定 令和 年 月 日	借入予定 令和 年 月 日				
農業信用基金協会に		□ 追加的信用供与補助事業の活用を希望する□ 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない				

⁽注) いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望 に添えない場合があることに留意すること。

WI 関連事業の実施状況

事業名	実施年度	事業内容	項目名	達成の有無	目標の具体的な内容等

⁽注) 1 過去に実施した本事業等について全て記載すること。

- 2 「設定済目標」について、項目名を記載するとともに、達成の有無として、達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」、目 標年度を経過していないものは「一」を記載すること。
- 3 設定済目標が今回設定する成果目標と重複する場合であって、その目標年度を経過していないときは、「目標の具体的な内 容等」について、目標達成が見込まれる理由及び今回設定する目標と明確に区別できる理由を記載すること。

⁽注) 現在の経営状況を踏まえて、必須目標の達成に向けて実施する取組などについて3点程度箇条書きで記載すること。

人・農地プランの適切性等

1 適切な人・農地プランにおける事業

	2-0-7	/ンにのバガチネ							
地区名		人・農地プラン等の公表等の状況について							
地区有		実質化された人・農地プランとして公表	年	月	日(公表年月日)				
		既に実質化されているとして公表	年	月	日(公表年月日)				
		人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め	年	月	日(通知を受けた年月日)				
		工程表の公表	年	月	日(公表年月日)				
		(状況等)							
地区名		人・農地プラン等の公表等の状況について							
地区名		実質化された人・農地プランとして公表	年	月	日(公表年月日)				
		既に実質化されているとして公表	年	月	日(公表年月日)				

年 月 日(通知を受けた年月日) 年 月 日(公表年月日)

人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め

2 農地中間管理事業における事業

	<u> </u>						
地区名	該当の有無						

⁽注)農地中間管理事業における事業である場合にチェックを入れること。 複数地区で実施する場合には、欄を追加して記載すること。

工程表の公表 (状況等)

^{| (}注)適切な人・農地プランが作成されているか確認するため、該当する場合に□にチェックを入れること。 チェックがない場合には、適切な人・農地プランが作成されていないため本事業の対象外となりますのでご注意ください。